

# 福祉除雪サービス業務について (説明資料)

令和8年9月  
湯沢市福祉保健部長寿福祉課

# 福祉除雪サービスとは

- 高齢者等の居宅において、**早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を、間口の幅1m～1.8mで除去し、人の出入口を確保するサービス**
- 令和7年度は、(公社)湯沢市シルバー人材センターのほか、一般事業者4者、地域雪共助組織6団体(計11者)が受注
- 高齢者等の冬期間の自立生活の支えとなっているサービスであるため、利用希望者の増加及び作業員の減少により、降雪シーズンを通したサービスの担い手の確保が必要

# 対象世帯

次のすべてに該当する世帯

- ① 自力による除排雪ができない世帯
- ② 除排雪について近親者や近隣からの援助を  
受けることができない世帯
- ③ 概ね65歳以上の在宅高齢者世帯、  
及びこれに準ずる高齢者又は障がい者世帯

※サービス期間中に自宅で生活しない世帯は対象外

- ＜例＞
- ・ 施設に入所中、又は病院に入院中の方
  - ・ 冬の間、家族や親族の家で生活する方

# 地域別サービス利用世帯数(令和7年度)



(単位:世帯)

| 地域     | 湯沢  | 雄勝 | 稲川 | 皆瀬 | 合計  |    |    |    |     |
|--------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|
| 世帯数    | 203 | 81 | 62 | 0  | 346 |    |    |    |     |
| 湯沢地域内訳 | 湯沢  | 山田 | 三関 | 弁天 | 幡野  | 岩崎 | 須川 | 高松 | 合計  |
| 世帯数    | 118 | 23 | 20 | 10 | 12  | 10 | 6  | 4  | 203 |

# サービス利用実績(令和元年度～令和7年度)



(単位:回)

|                  | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度  | 令和7年度 |       |
|------------------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 延利用回数            | 3,837 | 9,690 | 13,288 | 10,622 | 6,217 | 11,448 | 8,974 | 全体の平均 |
| 1世帯当たり<br>平均利用回数 | 13.9  | 33.9  | 37.4   | 28.4   | 17.6  | 30.9   | 25.7  | 26.8  |

1年間で、1世帯当たり  
約30回の利用があります。

## 利用申込み～利用世帯の決定

---

- ① 福祉除雪サービス利用希望者による利用申込み  
(申込期間:10月1日～10月31日)



- ② 世帯状況の調査や現地調査により審査し、利用の可否を決定



- ③ 各受注者へ利用世帯の割振り(11月上旬)



※各種事情を考慮し割り振った結果、希望する作業対象世帯数に満たない場合があります。

- ④ 利用希望者に決定通知の送付、受注者にはサービス提供依頼書の送付

## 業務内容 ①

### ① 早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を、間口の幅1m～1.8mで除去し、人の出入口を確保するサービス

- ◆ 雪は、利用者が指定する居宅周辺の場所に除去し、又は流雪溝等へ投雪します。  
(※排雪を行う必要はありません)
- ◆ 作業を担当する世帯前の道路で除雪車が稼働した日は、毎日作業を行います。
- ◆ 除雪車の稼働の有無については、受注者側で直接確認をしていただきます。  
(※市からの連絡はありません)
- ◆ 道路から玄関先までの除雪や、1.8m幅以上の除雪など、決められた内容以外の除雪はサービスの対象外です。(※利用者が決められた内容以外のサービスを希望する場合、利用者と受注者との間で直接契約の上、別途有償での作業は可能です。)

## 業務内容 ②

### ② サービス実施期間 : 12月1日 ~ 翌年3月31日

- ◆ 全ての利用者に対し、上記の期間を通してサービスを実施します。
- ◆ ただし、期間の途中からサービス対象者となる場合(例:期間途中で退院し自宅へ戻る)は、**対象者となった以降からサービスを実施**します。また、期間途中でサービス対象者でなくなった場合(例:期間途中で死亡)は、**市から連絡がある日までサービスを実施**します。

<例> 1月1日死亡、1月5日に市から連絡の場合、1月5日までサービスを実施

## 業務内容 ③

### ③ 作業時間 : 午前7時 ~ 午前11時

- ◆ 利用者からの作業時間の指定は、受け付けておりません。(※常識的な範囲内で、利用者からの要望を受注者に伝え、合意の上で作業時間を指定してもらうことはあり得ます。)

＜例＞月曜日はデイサービスに行くため、10時までに作業を完了してほしい

- ◆ 利用者との合意の上で、作業時間前に作業を行うことは可能です。
- ◆ 作業は、早朝に除雪車が稼働した場合の、午前中の1回のみです。午前中以外の時間帯や、1日に2回以上の除雪は行う必要はありません。(※利用者が決められた内容以外のサービスを希望する場合、利用者と受注者との間で直接契約の上、別途有償での作業は可能です。)

## 業務の流れ ① ～サービス実施期間前～



### ■ 各受注者への利用世帯の割振り(11月上旬)

※作業可能地域・世帯数をもとに、市から各受注者へ直接確認します



### ■ 市から、サービス提供依頼書、対象者名簿、作業完了報告書、就業実績表等を提供(11月上旬～中旬)

※サービス提供依頼書以外は、CD-R等によりデータで提供します



### ■ 担当世帯を訪問し、**居宅の所在地や除雪箇所、雪捨て場等を確認** 利用者から、**1シーズン分の利用料(8,000円)を集金(11月中)**

※利用者に対しては、必ず領収書を発行してください。

## 業務の流れ ② ～サービス実施期間中～



- 除雪車が稼働した日の午前7時～午前11時の間に担当世帯を訪問し、除雪作業を実施

※手作業、除雪機等による機械作業のいずれも可能です。



- 作業完了報告書を利用者宅のポスト等に投函



- 作業日ごとに就業実績表に記入



- 月末締めで業務委託料を市へ請求(就業実績表と請求額計算様式を添付)

※請求額が発生しない月(15ページ参照)は、就業実績表と請求額計算様式を提出してください。

## 利用者負担金と委託料

### ■ 利用者負担金→1世帯1シーズン **8,000円**

※受注者が、年度分を一括してサービス開始前に受領します。

### ■ 委託料→1世帯1回当たり **1,474円**(消費税等を含む)

※利用者負担金の総額を超えた分について、月締めで市へ請求してください。

<例> 10世帯の作業を担当、12月に各世帯5回作業、1月に各世帯10回作業を実施した場合

利用者負担金の総額  $8,000円 \times 10世帯 = 80,000円$

12月分の請求額  $1,474円 \times 10世帯 \times 5回 = 73,700円$

$80,000円 - 73,700円 = 6,300円$  →総額を超えないため請求なし

1月分の請求額  $1,474円 \times 10世帯 \times 10回 = 147,400円$

$6,300円 - 147,400円 = \Delta 141,100円$  →**141,100円**を請求

# 作業報告書



月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

月 日 時 分頃に  
福祉除雪サービスを行いました。  
作業担当：〇〇〇〇株式会社

■早朝の作業となるため、利用者への作業完了後のあいさつなどは基本的には行いません。

■代わりに作業報告書を記入し、利用者宅のポスト等に投函します。



湯沢市

[illegible]

請求書には、就業実績表と  
請求額計算様式を添付します。  
(請求額が発生しない月は、就  
業実績表と請求額計算様式を  
提出してください。)

# 請求額計算様式

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 担当世帯数<br>E | 集金総額<br>$F=E \times 8,000$ |
| 5 世帯       | 40,000 円                   |

setai

■12月

|           |                           |           |           |            |                   |
|-----------|---------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 作業回数<br>A | 委託料<br>$B=A \times 14,74$ | 既充当額<br>G | 集金残額<br>H | 今月充当額<br>C | 市への請求額<br>$D=B-C$ |
| 20 回      | 29,480 円                  | 0 円       | 40,000 円  | 29,480 円   | 0 円               |

委託料が集金額40,000円を超えないため、12月の請求額は発生しない

■1月

|           |                           |           |           |            |                   |
|-----------|---------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 作業回数<br>A | 委託料<br>$B=A \times 14,74$ | 既充当額<br>G | 集金残額<br>H | 今月充当額<br>C | 市への請求額<br>$D=B-C$ |
| 50 回      | 73,700 円                  | 29,480 円  | 10,520 円  | 10,520 円   | 63,180 円          |

委託料が集金残額10,520円を超えるため、超えた分の63,180円を市へ請求する。

■2月

|           |                           |           |           |            |                   |
|-----------|---------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 作業回数<br>A | 委託料<br>$B=A \times 14,74$ | 既充当額<br>G | 集金残額<br>H | 今月充当額<br>C | 市への請求額<br>$D=B-C$ |
|           |                           |           |           |            |                   |

■3月

|           |                           |           |           |            |                   |
|-----------|---------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 作業回数<br>A | 委託料<br>$B=A \times 14,74$ | 既充当額<br>G | 集金残額<br>H | 今月充当額<br>C | 市への請求額<br>$D=B-C$ |
|           |                           |           |           |            |                   |

# 請求書



## 請 求 書

湯沢市長 様

令和〇年1月〇日

住所 湯沢市佐竹町1番1号  
事業者/団体名 株式会社湯沢建築  
代表者職名 代表取締役  
氏名 佐竹 太郎

下記業務委託について、下記のとおり御請求申し上げます。

委託番号 CTFO〇〇〇〇〇  
委託業務名 令和〇年度福祉除雪サービス業務委託  
請求年月 令和〇年12月分

請求金額 1,685,000 円也  
(消費税額及び地方消費税額を含む。)

青色のセルは、すべて  
入力してください。

黄色のセルは、自動で  
計算されます。

### ■請求額内訳

| 作業回数<br>A | 委託料<br>B=A×1474 | 今月充当額<br>C  | 請求額<br>D=B-C |
|-----------|-----------------|-------------|--------------|
| 2,500 回   | 3,685,000 円     | 2,000,000 円 | 1,685,000 円  |

### ※利用者負担金充当額内訳(Cの計算)

| 担当世帯数<br>E | 集金総額<br>F=E×8,000 | 既充当額<br>G | 今月充当額<br>C=F-G |
|------------|-------------------|-----------|----------------|
| 250 世帯     | 2,000,000 円       | 0 円       | 2,000,000 円    |

■青色のセルに入力します。黄色のセルは自動計算されます。

■実際には、さらに下部に振込先口座の入力欄などがあります。

■請求書には、就業実績表と請求額計算様式を添付して提出してください。

※請求額が発生しない月は、就業実績表と請求額計算様式を提出してください。

# 応募方法

① 市ホームページから、応募申請書等をダウンロード



② 応募申請書等に必要事項を記入し、添付書類を添えて、湯沢市長寿福祉課(市役所本庁舎1階)へ提出



- 福祉除雪サービス作業員名簿
- 一般世帯の除排雪作業の実績を証明する書類(有償・無償を問わず)
- 保険加入を証明する書類

応募期間: 9月7日(月) ~ 10月16日(金)

次のいずれにも該当する者

1. (公社)湯沢市シルバー人材センター、市内のNPOその他の団体等であること
2. 市内に活動拠点を置いており、有償又は無償を問わず、一般世帯を対象とした除排雪活動の実績があること
3. 実施期間を通じて確実に業務を行うことができるよう、十分な作業員数を確保できること
4. 除雪作業員の作業中の事故による傷害について保障する保険に加入していること

## 受注者の決定方法等

---

- 受注者は書類審査にて決定いたします。
- 受注者が複数となった場合には、各受注者の作業可能範囲及び対応可能世帯数、並びに利用者の住所等の事情を考慮して、発注者が各受注者の作業対象世帯を割り振ります。
- 各種事情を考慮し割り振った結果、希望する作業対象世帯数に満たない場合があります。
- 受注者は、利用者の心身の状況、家庭環境等、業務に伴い知り得た情報を他に漏らしてはいけません。受注者でなくなった後も同様とします。

# 今後のスケジュール(予定)



| 10月                    |    |      | 11月         |                     |    | 12月    | 1月          | 2月 | 3月 |
|------------------------|----|------|-------------|---------------------|----|--------|-------------|----|----|
| 上旬                     | 中旬 | 下旬   | 上旬          | 中旬                  | 下旬 |        |             |    |    |
| 9月上旬～ 受注者の公募           |    |      |             | 利用者宅の事前訪問<br>負担金の収受 |    |        |             |    |    |
|                        |    | 契約締結 |             |                     |    | 作業実施期間 |             |    |    |
| 利用申請受付期間<br>順次利用の可否を審査 |    |      | 担当世帯の割振り    |                     |    |        | 委託料の支払(～4月) |    |    |
|                        |    |      | 利用者、受注者への通知 |                     |    |        |             |    |    |

<凡例>    受注者    市

## Q&A①

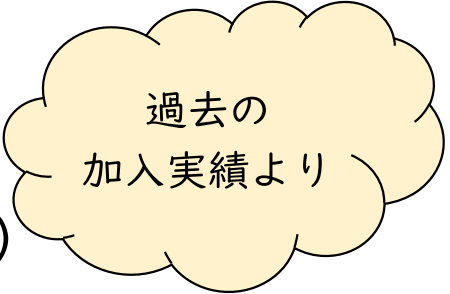
| 質 問                                           | 回 答                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者宅へ車で移動して作業を行う場合、どこに駐車すればよいですか？             | 利用者に確認のうえ、近隣で駐車可能な場所や、作業の邪魔にならない道路脇等に駐車をしてください。                                                                                              |
| 利用者との別契約により福祉除雪サービス外の除雪作業を行う場合に気をつけることは何ですか？  | 作業範囲外や時間外の除雪など、福祉除雪サービス外の除雪作業については、市で作業方法や作業料金などをお示しすることができません。利用者によく相談のうえ、合意内容を明確にして、トラブルが生じないように注意してください。（なお、前年までの受注者と同じ内容で契約をする必要はありません。） |
| 早朝に除雪車が稼働した日以外は作業は行わないのですか？                   | 除雪車が居宅前に残していく重い雪塊を除去するサービスであるため、除雪車が稼働した日以外は作業を行いません。ただし、利用者との別契約により、福祉除雪サービス外で別途作業を行うことは可能です。                                               |
| 利用者が利用者負担金を支払わない場合でも12月1日からサービスを開始する必要がありますか？ | 利用者負担金を受け取ってからサービスを開始するのが原則となりますので、支払いがあるまではサービスを開始する必要はありません。（ただし、状況によっては市からサービスの開始をお願いすることがあり得ます。）                                         |
| 都合がつかず作業ができない日がある場合はどうすればよいですか？               | 作業ができない日がないように十分な作業員数を確保し、確実に作業を行っていただく必要があります。また、応募の段階で無理のない作業地域や世帯数となるよう十分な検討をお願いします。それでも作業ができない日が発生した場合は、市にご連絡ください。                       |

## Q&A②

| 質 問                                   | 回 答                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者や近隣住民等とトラブルになった場合はどうすればよいですか？      | まずは受注者側で解決に努めてください。作業に支障が出るようなトラブルの場合は、トラブルの内容や相手方の連絡先を市に報告してください。その場で口論となること等がないようにお願いします。(特に雪が多くなると、雪の寄せ場について近隣住民とトラブルとなることが見受けられます。)                        |
| 作業中に他人又は他人の物に損害を与えてしまった場合はどうすればよいですか？ | 市は紛争の解決に協力しますが、損害の発生が通常避けることができない理由によるものである場合を除き、受注者の責任により損害賠償を行っていただく必要があります。十分に注意の上作業するようお願いします。また、受注者側で任意に損害賠償責任保険への加入をご検討ください。                             |
| 担当世帯の割振りはどのように決められますか？                | 応募申請書に記載いただく作業可能地域、対応可能世帯数や利用者の住所等の事情を考慮して決定します。(基本的には、その地域の共助組織様→地元事業者様→(公社)シルバー人材センター様や広範囲をカバーできる事業者様の順で割り振りします。)なお、各種事情を考慮し割り振った結果、希望する作業対象世帯数に満たない場合があります。 |
| 保険はどのようなものに加入すればよいですか？                | 有償の業務中の事故による傷害について補償される保険であれば、保険の種類や保障金額等を指定してはおりません。ただし、ボランティア活動保険等、有償の活動が保障の対象外となるものについては、要件を満たしません。                                                         |

# 保険についての情報提供

<例>



過去の  
加入実績より

## 団体総合生活補償保険(三井住友海上火災保険株式会社)

■保障内容 : 死亡500万円、入院5,000円/日、通院3,000円/日

■加入期間 : 3カ月間

■保険料 : 4,520円/人

(※保険の対象となる人を具体的に決めず、団体で〇人という形で契約)

※参考として保険加入の一例を紹介するものです。この保険への加入を推奨するものではありません。

※保障内容、保険料等については、保険会社または代理店へご確認ください。

## Q&A③ ～共助組織様向け～



| 質 問                                                       | 回 答                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雪下ろし等の作業のため保険に加入していますが、福祉除雪サービスを受注する場合、別途保険に加入する必要がありますか？ | 現在加入している保険が福祉除雪サービスでの作業にも対応する内容であれば、別途加入する必要はありません。現在の保険の内容が、福祉除雪サービスに対応しないものである(例:有償による作業を対象としない)場合には、別途保険に加入していただくか、又は契約内容を見直していただく必要があります。 |
| 現在活動している地域内でしか受注できないのですか？                                 | 現在活動していない地域であっても受注は可能です。応募申請の際に、作業を希望する範囲で、作業可能地域や軒数の記載をお願いします。                                                                               |
| 市の地域雪対策支援事業補助金との関係はどうなりますか？                               | 福祉除雪サービスとは別に補助金の申請を行うことができます。ただし、福祉除雪サービスと補助金の交付対象事業とは区別していただく必要があります。そのため、補助金の交付手続き書類においては、福祉除雪サービスに関する記載はしないようお願いします。                       |